

## 平成 30 年第 2 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 30 年 5 月 15 日第 2 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 藤谷博之 班長兼副主幹 須田益巳  
副主幹 阿部千春

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 市川雄次 副市長 本田雅之

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長	佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 隆	ガ ス 水 道 局 長	小 松 幸 一
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
総 合 政 策 課 長	佐々木 俊 哉	ま ち づ くり 推 進 課 長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	市 民 課 長	齋 藤 稔
福 祉 課 長	三 浦 純	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐々木 修
農 林 水 産 課 長	佐 藤 正 之	建 設 課 長	竹 内 千 尋

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成30年5月15日（火曜日）午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

議事日程第1号の追加1

平成30年5月15日（火曜日）午前10時開議

- 第1 副議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 議会運営委員会委員の選任
- 第7 議会広報広聴委員会委員の選任
- 第8 議会改革推進会議委員の選任
- 第9 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第10 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 第11 議案第41号 平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第12 議案第42号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）

- 第13 議案第43号 平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第14 議案第44号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第15 議案第45号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第16 議案第46号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第17 議案第47号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）
- 第18 議案第48号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）
- 第19 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第20 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号及び第1号の追加1に同じ

---

午前10時00分 開 会

●事務局長（藤谷博之君） おはようございます。事務局長の藤谷です。

さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員は渋谷正敏議員ですので、御紹介いたします。

渋谷正敏議員、臨時議長として議長席に御着席願います。

【臨時議長（渋谷正敏君）議長席に着く】

●臨時議長（渋谷正敏君） おはようございます。ただいま紹介されました渋谷正敏です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。各議員の御協力をよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

ただいまから平成30年第2回にかほ市議会臨時会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定による出席説明員については、新議長が出席を要求することになりますので御承知ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

.....

**【指定された仮議席】**

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	渋 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 元
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 文 昭

.....

- 臨時議長（渋谷正敏君） 日程第2、議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

**【議場閉鎖】**

- 臨時議長（渋谷正敏君） ただいまの出席議員数は18人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名します。立会人に1番齋藤光春議員、2番佐々木孝二議員、3番小川正文議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、これらの票は無効となります。そのようなことにならないように、必ず名字と名前をはっきりと記入するようにお願いします。

投票用紙を配付します。

**【投票用紙配付】**

- 臨時議長（渋谷正敏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

- 臨時議長（渋谷正敏君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

**【投票箱点検】**

- 臨時議長（渋谷正敏君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

**【点呼に応じ各員投票】**

●臨時議長（渋谷正敏君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●臨時議長（渋谷正敏君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。1番齋藤光春議員、2番佐々木孝二議員、3番小川正文議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人齋藤光春君、佐々木孝二君、小川正文君立ち会いの上、開票】

●臨時議長（渋谷正敏君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票が18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、佐藤元議員9票、宮崎信一議員8票、佐々木春男議員1票。以上とおりです。

この選挙の法定得票数は4.5票です。したがって、佐藤元議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖を解く】

●臨時議長（渋谷正敏君） ただいま議長に当選された佐藤元議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

佐藤元議員、返事をお願いします。

【16番（佐藤元君）「はい」と呼ぶ】

●臨時議長（渋谷正敏君） 議長に当選された佐藤元議員の御挨拶を議長席前の演壇でお願いいたします。

【議長（佐藤元君）登壇】

●議長（佐藤元君） ただいま臨時議長から告知されまして新議長になりました佐藤元です。就任に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

少子高齢化、人口減少に伴い、地方創生総合戦略など課題が山積している中で、我々は地域を支える存在とならなければならないことに目覚めなければなりません。今後とも、課題解決に向け議会は一丸となって邁進していく所存であります。また、議会改革の一環として政策サポーター制度の設置を検討しながら、政策形成を推進してまいります。

2点目として、議会だよりモニター制度の検討及び設置、議会だよりの内容充実を図り、わかりやすく見やすい広報を目指し、意見聴取と参画を推進してまいります。

3点目として、議長選出に関する立候補制度の検討を行いたいと思い、同制度導入に当たっての作業にも着手してまいります。

以上の3点を改革の優先事項とし、市民から頼られる議会を目指したいと考えておりますので、議員各位の皆様には特段の御指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

●臨時議長（渋谷正敏君） これで臨時議長の任務は終了しました。皆様方の御協力、誠にありがとうございました。

それでは、議長交代のため暫時休憩します。

午前10時16分 休 憩

---

午前10時18分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま配付しました追加議事日程のとおり日程を追加いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

なお、地方自治法第121条の規定による出席説明員の出席については、日程第11からの出席を要求しております。

日程第1、副議長の選挙を行います。この選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名します。立会人に4番伊東温子議員、5番齋藤聡議員、6番齋藤進議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、これらの票は無効となります。投票用紙には、必ず名字と名前をはっきりと記入願います。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（佐藤元君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（佐藤元君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（佐藤元君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。4番伊東温子議員、5番齋藤聡議員、6番齋藤進議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人伊東温子君、齋藤聡君、齋藤進君の立ち会いの上、開票】

●議長（佐藤元君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票18票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、小川正文議員11票、伊東温子議員5票、宮崎信一議員1票、佐々木春男議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.5票です。したがって、小川正文議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖を解く】

●議長（佐藤元君） ただいま副議長に当選された小川正文議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

小川正文議員、返事をお願いします。

【3番（小川正文君）「はい」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） 副議長に当選された小川正文議員から議長席前の演壇で御挨拶をお願いします。

【副議長（小川正文君）登壇】

●副議長（小川正文君） 先ほど議長が選出されました。議長を助けながら、議会発展のために全力を尽くす所存でございます。どうか皆様の御支援、御協力を心よりお願い申し上げます。（拍手）

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休 憩

午前10時38分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

日程第2、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定に基づき、お手元に配付しております議席表のとおり、議長から指定いたします。

.....

【指定された議席】

1 番	齋 藤	光 春	2 番	佐々木	孝 二
3 番	小 川	正 文	4 番	伊 東	温 子
5 番	齋 藤	聡	6 番	齋 藤	進
7 番	森	鉄 也	8 番	洪 谷	正 敏
9 番	佐 藤	直 哉	10 番	宮 崎	信 一
11 番	佐 藤	治 一	12 番	佐々木	正 勝

13 番 佐々木 春 男  
15 番 伊 藤 竹 文  
17 番 菊 地 衛

14 番 佐々木 敏 春  
16 番 佐 藤 文 昭  
18 番 佐 藤 元

.....

●議長（佐藤元君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定に基づき、1番齋藤光春議員、2番佐々木孝二議員を指名します。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第5、常任委員会委員の選任、日程第6、議会運営委員会委員の選任、日程第7、議会広報広聴委員会委員の選任及び日程第8、議会改革推進会議委員の選任を一括議題とします。

初めに、常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。事務局長に報告させます。

●事務局長（藤谷博之君） それでは報告いたします。

総務常任委員会委員は、佐々木孝二議員、齋藤聡議員、渋谷正敏議員、佐藤治一議員、伊藤竹文議員、佐藤元議員、以上6人です。

教育民生常任委員会委員は、伊東温子議員、齋藤進議員、齋藤直哉議員、宮崎信一議員、佐々木敏春議員、菊地衛議員、以上6人です。

産業建設常任委員会委員は、齋藤光春議員、小川正文議員、森鉄也議員、佐々木正勝議員、佐々木春男議員、佐藤文昭議員、以上6人です。以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のようにそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。また、各常任委員会から議会広報広聴委員会委員も併せて選出願います。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。

総務常任委員会は第1会議室、教育民生常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第3会議室で行ってください。

しばらく休憩します。

午前10時42分 休 憩

---

午前11時01分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
各常任委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。
- 事務局長（藤谷博之君） それでは報告します。  
総務委員会、委員長、伊藤竹文議員、副委員長、佐藤治一議員。  
教育民生委員会、委員長、伊東温子議員、副委員長、齋藤進議員。  
産業建設委員会、委員長、佐々木春男議員、副委員長、森鉄也議員、以上です。
- 議長（佐藤元君） ただいまの報告のとおり決定いたしました。  
次に、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。  
事務局長に報告させます。
- 事務局長（藤谷博之君） それでは御報告します。  
議会運営委員は、渋谷正敏議員、宮崎信一議員、佐々木正勝議員、佐々木春男議員、佐々木敏春議員、伊藤竹文議員、佐藤文昭議員、以上です。
- 議長（佐藤元君） 以上のようにそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。  
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。  
議会運営委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。  
議会運営委員会は第1会議室です。  
なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。  
しばらく休憩します。

午前11時03分 休 憩

---

午前11時16分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議会運営委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。
- 事務局長（藤谷博之君） それでは報告します。  
議会運営委員会、委員長、宮崎信一議員、副委員長、佐々木敏春議員、以上です。
- 議長（佐藤元君） 以上のとおり決定しました。  
次に、お諮りします。議会広報広聴委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第5

条第2項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告させます。

●事務局長（藤谷博之君） それでは報告します。

副議長、小川正文議員、議会運営委員長、宮崎信一議員、総務委員会から佐藤治一議員、佐々木孝二議員、教育民生委員会から齋藤進議員、佐藤直哉議員、産業建設委員会から森鉄也議員、佐々木正勝議員、以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のようにそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報広聴委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報広聴委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。

議会広報広聴委員会は第2会議室です。

しばらく休憩します。

午前11時18分 休 憩

---

午前11時29分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報広聴委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（藤谷博之君） それでは報告いたします。

議会広報広聴委員会、委員長、佐々木孝二議員、副委員長、齋藤進議員、以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のとおり決定しました。

暫時休憩します。

午前11時29分 休 憩

---

午前11時30分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

次に、議会改革推進会議委員の選任については、議会改革推進会議設置規定第3条第2項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告させます。

●事務局長（藤谷博之君） それでは報告します。

議会改革推進会議委員は、議長、副議長と齋藤光春議員、佐々木孝二議員、齋藤聡議員、齋藤進議員、佐藤治一議員、佐々木春男議員、佐々木敏春議員、以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のようにそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定いたしました。

議会改革推進会議は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会改革推進会議を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

議会改革推進会議は第1会議室です。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。

しばらく休憩します。

午前11時31分 休 憩

---

午前11時40分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革推進会議の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（藤谷博之君） それでは報告いたします。

議会改革推進会議、委員長、小川正文議員、副委員長、齋藤光春議員、以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のとおり決定しました。

日程第9、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項により1名を選出します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長の私、佐藤元議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました私、佐藤元議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま佐藤元議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選について、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行い、このことについて承諾いたします。

日程第10、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙を議題とします。

本荘由利広域市町村圏組合規約第5条第2項により、にかほ市の議会で組合議会の議員3人を選出することになっておりますのでお諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に、佐々木孝二議員、伊東温子議員、森鉄也議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました佐々木孝二議員、伊東温子議員、森鉄也議員を本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐々木孝二議員、伊東温子議員、森鉄也議員が本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選された佐々木孝二議員、伊東温子議員、森鉄也議員、よろしいでしょうか。

【2番（佐々木孝二君）「はい」と呼ぶ、4番（伊東温子君）「はい」と呼ぶ、  
7番（森鉄也君）「はい」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定による出席説明員名簿は、お手元に配付のとおりであります。

議案の付託についてお諮りします。本日上程される議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第11、議案第41号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から日程第18、議案第48号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）までの議案、計8件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、御苦労さまでございます。

私からは、いずれも専決処分の報告になりますが、議案第41号から提案理由の要旨をお話しさせていただきますと思います。

まず初めに、議案第41号です。平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）です。

平成30年3月30日付専決処分した平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,134万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ146億2,980万8,000円とするものであります。

補正内容の主なものは、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものでありますが、歳入では、交付額の確定により地方消費税交付金6,389万7,000円、自動車取得税交付金1,400万8,000円、地方交付税1億9,057万3,000円を増額しております。基金繰入金については、みらい創造基金や地域振興基金等からの繰入金で、事業の完了による財源調整によりそれぞれ減額しており、市債では、事業費の確定により増額または減額をしております。

また歳出では、基金繰入額や市債の確定による財源調整と、事業費の確定等による増額または減額をしております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入では財政調整基金繰入金2億6,750万9,000円を減額して行っております。

続いて、議案第42号です。平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）。

提案理由ですが、平成30年3月30日付で専決処分させていただいた平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,265万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ33億2,342万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであります。

歳入では、国庫支出金等の交付額の確定により、国庫負担金の療養給付金等負担金2,698万6,000円を増額し、国庫補助金の財政調整基金3,816万4,000円を減額し、療養給付費交付金1,061万2,000円を増額しております。

また歳出では、事業費の確定により保険給付費などを減額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入で財政調整基金繰入金6,289万8,000円を減額して行っております。

続いて、議案第43号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）です。

平成30年3月30日付で専決処分した平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ114万6,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ2億9,801万7,000円とするものであります。

補正の内容については、3月補正予算成立後の事業費の確定見込みによる調整であります。

次の議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）及び議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）、この二つについては、いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

続いて、議案第46号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）です。

提案理由ですが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第47号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）です。

平成30年4月2日付で専決処分した平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,841万4,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ129億8,841万4,000円とするものであります。

これについては、3月21日に発生した下水道管の破損による工事費の財源として、公共下水道特別会計への繰出金を1,841万4,000円増額補正したものであります。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入の繰越金1,841万4,000円を増額して行っております。

議案第48号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）です。

平成30年4月2日付で専決処分した平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,841万4,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ13億792万4,000円とするものであります。

補正内容は先ほどと関連しておりますが、3月21日に発生した下水道管の破線による県道小出金浦線道路陥没事故に係る緊急対応分の工事費を増額補正したものであります。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入の一般会計繰入金を1,841万4,000円増額して行っております。

私からの提案理由の説明については以上であります。補足説明については担当の部課長が行いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、議案第41号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（佐藤次博君） それでは、議案第41号専決第3号になりますが、平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の企画調整部関係の主な内容につきまして補足説明をいたします。

なお、補正内容といたしましては、事務事業の確定に伴う精算などが主な理由となっております。

それでは、補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正であります。

繰越明許費の追加として、3款1項社会福祉費の地域包括支援センターシステム改修委託料49万7,000円は、介護保険制度の改正に伴う厚生労働省からの改正仕様が遅れたことにより、これに係るシステム改修が年度内に完了が見込めないことから次年度へ繰り越しするものであります。

7款1項商工費、工業振興条例補助金530万6,000円は、補助対象企業の事業完了が遅れたため繰越をするものであります。

8款1項土木管理費、境界調査測量分筆登記委託料47万9,000円は、分筆作業において、現況との不整合により不測の期間を要したため、年度内に完了が見込めないことから次年度へ繰り越しするものでございます。

8款2項道路橋梁費、排水路用地購入費32万5,000円は、分筆登記及び抵当権の解除に時間を要したため、年度内の所有権移転登記が完了しないために繰り越しするものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正についてであります。

初めに変更につきましては、対象事業費の確定により、6ページ上段の高齢者支援事業から7ページの地産地消食育事業までの20件の借入れ限度額を変更するものでございます。

その下段の廃止につきましては、ひとり親家庭等住宅整備資金から高齢者住宅整備資金までの3件は、いずれも年度内に借入れがなかったことにより廃止するものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

歳入の主な補正につきまして御説明いたします。

初めに、上段の2款1項1目1節地方揮発油譲与税78万1,000円及びその下の2款2項1目1節自動車重量譲与税817万7,000円につきましては、国からの交付額の確定によりそれぞれ増額するものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

9款1項1目1節地方交付税の特別交付税1億9,057万3,000円の増額につきましては、当初予算では2億円を計上しておりましたが、平成29年度の交付額が3億9,057万3,000円に確定したことにより増額するものでございます。

なお、このたびの特別交付税の確定により、平成29年度の地方交付税の交付総額は、普通交付税53億1,091万1,000円と合わせ、57億148万4,000円となります。

次に、14ページをご覧ください。

中段の16款1項1目1節一般寄附金119万5,000円の減額につきましては、ふるさと納税の実績に伴う減額であります。

これにより、平成29年度のふるさと納税の実績ですが、1,311件、金額にして約2,380万円となっております。

その次の17款2項1目1節財政調整基金繰入金2億6,750万9,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の調整により減額するものでございます。

本補正後の財政調整基金の残額は、前年度同期に6,547万1,000円少ない23億5,623万9,000円となっております。

その下の2目1節みらい創造基金繰入金422万円の減額、次の3目1節地域振興基金繰入金268万8,000円の減額につきましては、それぞれ充当事業費の確定による減額でございます。

次の15ページ、20款1項市債につきましては、第3表の地方債補正で御説明したとおり、それぞれ起債事業の変更及び廃止に伴う補正でございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして御説明いたします。

なお、各款項目において財源振り替え済みのところは補正説明を割愛させていただきます。

最初に補正予算書の17ページの上段をご覧ください。

2款1項9目企画費8節報償費のふるさと納税者謝礼341万3,000円の減額につきましては、ふるさと納税の返礼品需要の実績に基づき減額するものでございます。

次に、その下、25節みらい創造基金積立金119万5,000円の減額につきましては、平成29年度のふるさと納税額が確定したことから、ふるさと納税の減額分を補正するものでございます。

最後に、22ページの下段をご覧ください。

12款1項公債費の2目23節償還金利子及び割引料100万円の減額につきましては、一時借入金の借入れを行わないことから、一時借入金利子を減額したものでございます。

企画調整部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは私の方からは、総務部関係の主な補正内容につきまして補足説明を申し上げます。

なお、歳出については特に補足することはございませんので、歳入の主なものにつきまして補足説明をいたします。

初めに、補正予算書の10ページの上段をご覧ください。

1款1項市民税の1目2節個人及び2目2節法人の滞納繰越分合わせて202万2,000円並びにその下段の2項1目2節固定資産税の滞納繰越金453万2,000円、及びその下段の3項1目2節軽自動車税の滞納繰越分16万9,000円につきましては、3月末までの徴収額の確定により予算現額と実績額との差額分をそれぞれ増額するものでございます。また、その下段の4項1目1節市たばこ税の現年課税分76万2,000円の減額及びその下段の5項1目1節入湯税の現年課税分10万6,000円の減額につきましては、予算現額と実績見込み額との差額分をそれぞれ減額するものでございます。

次に、11ページの中段をご覧ください。

3款1項1目1節利子割交付金252万6,000円の増額、その下段の4款1項1目1節配当割交付金235万7,000円の減額及び12ページ上段の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金21万1,000円の増額、その下段の6款1項1目1節地方消費税交付金6,389万7,000円、並びにその下段の7款1項1目1節自動車取得税交付金1,400万8,000円の増額につきましては、県からの交付額の確定によりそれぞれ増額及び減額するものでございます。

総務関係の補正説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、市民福祉部関係の補足説明をいたします。

初めに歳入です。

13ページをご覧ください。

12款2項1目総務手数料1万7,000円の減額及び13款2項1目総務費国庫補助金289万7,000円の減額は、通知カード・個人番号カード交付に係る事業費の確定により減額するものです。

14款2項2目民生費県補助金4節医療給付費補助金450万4,000円の減額は、福祉医療費に係る県の補助金額が確定したことにより減額するものでございます。

続いて歳出です。

17ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金290万3,000円の減額は、通知カード・個人番号カード交付に係る事業費の確定により減額するものでございます。

18ページをご覧ください。

3款1項社会福祉費及び3款2項児童福祉費のそれぞれ21節貸付金150万円ずつの減額は、利用申し込みがなかったことにより減額するものでございます。

3款4項2目保健医療費20節扶助費1,030万円の減額は、3月末までの福祉医療費の支払い確定により減額するものでございます。

市民福祉部関係の補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、農林水産建設部関連の主なものについて補足説明をいたします。

補正予算書13ページをお願いいたします。

一番下段でございます。歳入14款2項4目農林水産業費県補助金3節の水産業費補助金、重点区域海岸漂着物等回収処理事業費補助金の87万8,000円の減額は、小砂川、象潟、赤石、平沢海岸の流木等撤去・処分、または海岸清掃に関する県補助金の実績によりまして減額をするものでございます。

14ページ一番上をお願いいたします。

14款3項6目土木費委託金2節道路橋梁費委託金、道路除雪委託金の354万円の増額は、業務受託している県道の車道7キロメートル及び歩道の8キロメートルの除雪作業に係る費用の確定により増額するものでございます。

歳出に関しましては、19ページをお願いいたします。

中段になります。6款2項2目林業振興費19節負担金補助及び交付金の民有林整備促進事業費補助金の139万1,000円の減額につきましては、民有林の整備事業費確定による減額としております。

農林水産建設部関係の補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤豊弘君） 商工観光部関係の予算につきまして補足説明いたします。

ほとんどが各種事業の精算に係る減額でございます。

最初に歳入、13ページをお開きください。

中段、歳入13款2項4目1節商工費補助金の184万1,000円の減額は、地方創生推進交付金の事業実績に応じて精算したものでございます。交付金の最終精算、国への実績報告が3月26日提出のため専決となりました。

続きまして、14ページ下段になります。

17款2項4目1節観光振興基金繰入金の7万円の減額でございますが、こちらは、はまなす、ねむの丘の改修工事について基金繰入金を減額したものでございます。

続いて歳出です。

19ページ下段をご覧ください。

7款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金の667万7,000円の減額ですが、こちらは工業振興条例補助金の減でございます。大きなものは、設備投資助成の助成金の取り下げ1件、それから電気・ガス・水道等、いわゆる使用料の助成になりますが、こちらの精算実績による減額などが主なものになります。

商工観光部関係の補足は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） 教育委員会関係の補足説明は、特にございませぬ。

●議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） 消防に関して、特に補足説明はありません。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第42号及び議案第43号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第42号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の補正内容について補足説明いたします。

各項目とも、主に額の確定による差額の補正となっております。

初めに歳入です。

6ページご覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税、合わせて586万5,000円の増額は、滞納繰越分の収納の増加により補正するものでございます。

6ページ下段の4款国庫支出金から7ページ、8ページの中段、7款県支出金までの各補正は、負担金

補助金等の額の確定により、それぞれ増額並びに減額の補正をしたものでございます。

10款2項1目財政調整基金繰入金については、基金からの繰入額を6,289万8,000円減額するものですが、これにより平成29年度の財政調整基金からの繰入額は2,215万円となります。

続いて歳出です。

歳出は9ページから10ページになりますが、全て平成29年度の支払い額の確定により、それぞれ減額するものでございます。以上で補足説明を終わります。

続いて、議案第43号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の補正内容について補足説明いたします。

予算書は6ページ、7ページをご覧ください。

歳入1款1項1目後期高齢者医療保険料114万6,000円の増額及び歳出の2款1項2目後期高齢者医療広域連合納付金114万6,000円の増額は、ともに保険料の収納増加に伴い補正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第44号及び議案第45号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは初めに、議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）につきまして補足説明を申し上げます。

なお、このたびの条例改正につきましては改正箇所が多岐にわたるため、特に重要と思われる部分のみについてのみの御説明とさせていただきますとともに、説明の都合上若干ページが前後いたしますので、あらかじめ御了承を願います。

また、本日お手元に配付させていただいております3枚の資料のうち、左上でございますが議案第44号（専決第6号）資料と併せて御説明をさせていただきます。

初めに、にかほ市税条例一部改正第1条の個人市民税にかかわる改正につきまして御説明をいたします。

議案の6ページを、資料は上段の第24条改正関係をご覧ください。

改正条文の上から8行目から10行目までの第24条の改正につきましては、平成33年度以後の各年度分の非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦等の非課税措置の所得要件となる前年の合計所得金額を「125万円」から「135万円」に引き上げ、同条第2項については、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更する定義規定を整備するものでございます。また、均等割額の非課税限度額を10万円引き上げるものであります。

次に、17行目の第36条の2の改正につきましては、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするなど、申告要件を見直す規定の整備を行うものでございます。

続いて、法人市民税に係る改正につきまして御説明をいたします。

6ページの下から2行目から7ページの下から5行目までの第48条の改正につきましては、内国法人の特例について、国税における諸制度の取り扱いを踏まえ所要の措置を講ずるもので、合算課税の適用を受ける場合、合算対象とされた所得に対応する部分のうち法人税及び地方法人税の額から控

除しきれなかった金額を法人税割額から控除することと、資本金1億円超えの内国法人等に対する納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出を義務づけるなど、所要の規定を整備するものであります。

また、7ページの下から4行目から8ページまでの第52条の改正につきましては、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定したものでございます。

続いて、たばこ税に係る改正について御説明を申し上げます。

資料は2段目の第95条改正関係をご覧ください。

議案の9ページ上から4行目の第92条の改正につきましては、製造たばこの区分を新たに創設し、製造たばこ代用品の性状により、1号で喫煙用の製造たばこについては、紙たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこの5種類、2号でかみ用の製造たばこ、3号でかぎ用の製造たばこの3種類を規定するものでございます。

次に、16行目の第93条の2の新設につきましては、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填した一定のものについては、製造たばことみなす規定の整備を行うものであります。

次に、9ページの下から7行目から11ページの下から16行目までの第94条の改正につきましては、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とするなどの規定の整備を行うものであります。

次に、11ページの下から15行目の第95条、14ページの下から6行目の第3条の一部改正及び下から2行目の第4条の一部改正につきましては、市たばこ税率関連の改正で、税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる規定でございます。また、第95条では、平成30年10月1日から平成32年9月30日まで1,000本につき「5,262円」を「5,692円」に、第3条の改正では、平成32年10月1日から平成33年9月30日まで1,000本につき6,122円に、第4条の改正では、平成33年10月1日以降、1,000本につき6,552円に引き上げるものでございます。

続いて、固定資産税に係る改正につきまして御説明をいたします。

資料は3段目の附則第10条の2第26項をご覧ください。

議案の11ページの下から6行目の附則第10条の2から14ページの下から16行目までの附則第15条第1項の改正につきましては、固定資産税の課税標準の特例について条例で定める割合の規定で、地方税法の改正に合わせて改正し、条例の項ずれなどにより改正するものでございます。

次に、12ページの上から5行目の第26項の追加については、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に市町村が主体的に作成した設備等導入促進基本計画に従って取得をした一定の機械装置等について、新たにわがまち特例を導入した上で固定資産税の課税標準をゼロ以上2分1以下の範囲内において市で定める特例割合をゼロとする3年間の時限的な特例措置を新たに規定するものでございます。

次に、資料は4段目の附則第11条、第12条、第13条改正関係をご覧ください。

議案の14ページの上から2行目の附則第11条、9行目の附則第12条及び16行目の附則第13条の改正につきましては、平成30年度は3年に一度の価格の変化を反映する評価替えのために、住宅用地、農地及び商業地等の土地の評価替えに際して、価格の変動に伴う税負担の激変緩和をするための負担調整措置等を平成32年度まで延長する規定の整備を行うものでございます。

次に、資料一番下の附則第11条の2改正関係をご覧ください。

議案の14ページ上から4行目の附則第11条の2の改正につきましては、据え置き年度における土地の下落修正措置を平成32年度まで継続する規定の整備を行うものであります。

最後に、にかほ市税条例等の一部を改正する条例の附則関係につきまして御説明をいたします。

議案の15ページの下から6行目の第1条につきましては施行期日を定めるもので、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、16ページの下から12行目の第2条は市民税、17ページの上から5行目の第3条は固定資産税、18ページの上から3行目の第5条は市たばこ税等の経過措置等を規定するものであります。

なお、その他の改正につきましては、他の法令等の改正による条文中の引用条項等の追加・修正等、さらには、総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた規定の削除、並びに規定の削除・追加による規定の繰り上げ及び繰り下げなどの改正でございます。

以上で議案第44号の補足説明といたします。

引き続きまして、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第7号）につきまして、一緒に配付しております2枚の資料に基づき補足説明を申し上げます。

議案綴りの27ページをご覧ください。また、資料1に見直される制度の内容を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

このたびの国民健康保険制度につきましては、適正かつ安定的な運用に向け、平成30年度から県が責任主体となり財政運営や効率的事業の確保等の推進的な役割を担い、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定することになります。市では、今までどおり資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担い、県に納付金を納める仕組みへと見直すこととされたものでございます。これに伴い事業費納付金制度が創設されたため、改正条文の1行目から下から7行目までの第2条第1項の改正につきましては課税額の定義を変更するものでございます。

次に、配付しております資料2の上段の第2条第1項改正関係も併せてご覧ください。

改正条文の下から6行目から4行目までの第2条第2項の課税限度額の引き上げの改正についてですが、国民健康保険税はいわゆる国民健康保険に要する費用に充てる医療分基礎課税部分、後期高齢者医療保険の支援金等に要する費用に充てる部分、介護保険の納付金に要する費用に充てる部分、それぞれの合算額となっており、それぞれに課税限度額が設けられております。今回の改正では、医療分基礎課税額の限度額を4万円引き上げ「54万円」から「58万円」とするものでございます。

次に、改正条文の下から1行目から28ページの1行目までの第23条の改正につきましては、減額措

置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しを行うものでございます。具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、配付資料中段の第23条改正関係の表のとおり、7割軽減についての変更はございませんが、5割軽減の対象となる世帯への軽減判定所得の算定において、被保険者数の人数に乗ずるべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の人数に乗ずるべき金額を「49万円」から「50万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。これにより、軽減措置の対象世帯数は増加するものと見込んでおります。

なお、この条例は附則第1項により平成30年4月1日からの施行とするものとし、また、附則第2項により平成30年度以後の国民健康保険税について適用するものとしてございます。

以上で議案第45号の補足説明といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第46号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第46号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の内容について補足説明いたします。

議案綴り31ページをご覧ください。

この条例は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い改正するものでございます。

改正の内容につきましては、平成30年度より、これまで市町村が個別に運営してきた国保事業について、制度の安定化を図ることを目的に県が財政運営の主体となり中心的な役割を担うことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第47号及び議案第48号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第47号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）につきまして補足説明いたします。

補正予算書は7ページをお願いいたします。

歳出の8款4項1目都市計画総務費28節繰出金1,841万4,000円の増額補正であります。これにつきましては、先ほど市長が提案説明で申し上げましたとおり、平成30年3月21日に発生しました下水道管破損による県道小出金浦線道路陥没に係る緊急対策分の工事費の財源として、公共下水道事業特別会計への繰出金を増額補正したものであります。

歳入歳出予算の調整を6ページ、歳入の繰越金1,841万4,000円増額しております。

なお、緊急工事の内容につきましては、この後、専決第10号の公共下水道事業特別会計の補正予算で説明させていただきます。

次に、議案第48号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）につきまして補足説明いたします。

予算書7ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項2目管渠管理費15節工事請負費の1,841万4,000円の増額は、3月21日に発生しました道路陥没に対し、道路管理者である秋田県と協議しながら対策工法を検討した結果、陥没箇所以外においても崩落の予防対策を行うものとしたものです。この方法は、陥没した箇所と

同じヒューム管構造の県道部分について、鉄板を敷いて、併せて滑り止めの対策を講ずるものです。

工事の内容ですけれども、まず陥没した部分につきましては、破損上部にコルゲートパイプ700ミリを設置し、コンクリートを打設しております。延長は3メートルでございます。また、それ以外の県道部分につきましては、全線鉄板を設置しております。延長は237メートル、幅が1.5メートルとなっております。また、鉄板の滑り止め加工、樹脂舗装の施工は、355.5平方メートルとしております。

契約は、緊急を要することから随意契約を行いまして、契約の期間は4月6日から9月28日としております。4月19日に滑り止めの舗装が終了し、道路管理者から了承をいただき交通開放いたしました。その後20日の日に区画線の設置を、外側線、停止線、横断歩道の設置を終え、現在に至っている状況でございます。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

議案第41号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から議案第48号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）までの議案8件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） なしと認めます。これで議案第41号から議案第48号までの議案8件の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第41号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第41号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第42号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第42号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第43号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第43号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第44号の討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第45号の討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第46号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第46号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第47号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第47号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第48号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第48号の討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第48号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）は、承認することに決定しました。

日程第19、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から、委員会における審査中の事件において、会議規則第109条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成30年第2回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後2時04分 閉 会

---